

寫

控

阪復第八九號

昭和二十二年四月九日

大阪地方復員局長

京都府知事 殿

物品移管に關する件(四卷)

奉

二月二十八日附貴縣から移管依頼のつた左記物品の處理は中央からの指示を要するものに付復員廳總裁並に内務省宛申請し寫を當局宛送付の

ことに御取計を得たい

記

三綾白生地 一・〇〇〇碼

「終」

書  
及  
字の如きもの  
御送付  
は

0797

大阪地方復員局 總務部長殿

二後補第一四一號

昭和二十二年五月八日

復員局第二後補給部部長

五月八日送付

22.5.17

局長

總務部長

庶務課長

品名	数量	保管轉換先	保管轉換先
自紙	三六〇〇〇	大阪補給部	二後補給第十五番電(四月二日)に關聯する第二後補給部人奉託の名簿數用
紙	一〇〇	第二後補給部	
紙	五〇	大阪補給部	
紙		第二後補給部	
紙		大阪補給部	

前記の件左記化より復員局取計わられたい。

換紙質、各地方復員局補給部長殿  
無期、大阪

第二後補給部保管轉換の件通牒

電訊三三三三三三三三三三

海軍

0798

抄録  
 神田 2  
 神田 2  
 神田 2  
 後宮 (十部)  
 局長會議陳述事項  
 第二復員局補給部  
 二二二二二

一 物件處理關係

- (1) 若間において第二復員局は向大基の物件を保有して居ると云ふ風評が相當ありこれを種としてうまいことをやるうとして居る向も少々あるようであるから處理に當つては慎重に考慮せられたい
- 向最近總務を控え特殊物件を起費費用削減にしようとする等政治運動に利用せんとする向もあるように聞いて居るからこの點に注意の注意を拂われたい
- (2) 第二復員局で必要な保有物件に對しとやかく去つて來る向もあるから物件保有を強いてかくす必要はないが部外者に對しリストや現物を見せることは慎しまれたい
- (3) 現状において處理出來ない物品に對し地方復員局の了解済と云ひうるさく申請して來る向があるが調査して見ると物件處理に對して責任のない者の無責任な言を信じて來て居るものも相當あるので此の點充分監督ありたい
- (4) 進駐庫を利用し物件を復得しようとする者も少くないので此の點

- (一) 警戒せられたい
- (二) 地方からの保有物件処理中止中に際しての要望
- (三) 処理案の内容を地方的に調内功毎地功の了解を得てあるか
- (四) 審かを明かにされたい
- (五) 地方的に了解があるもめても中央から内務省調査局に連絡し同  
 地から地方に對し指令を出してもちり必要があるかどうかを明  
 かにせられたい
- (六) 特殊物件の處理に當り處理案に記載の物件が全部拂下(伏轉)  
 に對する二種の要望つきのものであるを以て中央に於て内務省  
 の了解を得る際極めて折衝かやりにくい。又地方的に地方と交  
 渉される場合も相當困難があると思はれる。
- (七) 従つて地方と中央における物件處理業務を相消に違あるため地方  
 廳の自由に處理出来るものを以程度のけて地方に返還するより  
 先に處理せられたい
- (八) 事務處理の都合があるので處理する物件は特殊物件と向上以外  
 を明確に區分して處理案を提出せられたい
- (九) 全体の概算に少く伴ひ閉となる。また、閉の物件處  
 理が速かに出来るように處理案を提出せられたい

二 物品關係

補修終了迄に必要なもの、保管艦を二十二年十二月末迄保管するに必要なもの及び保管艦が出動に當り必要なものを一應二復補給部において算定して必要品と不要品を区別して居るが保管艦が出動に際し必要な物品の算定が仲々困難でありこれが又相當の量となると考えられるから、先般三復總務部長から電報照會された出動時の要補給品は各艦の現状を充分検討の上慎重に算定せられたい  
尙各地方復員局の保有して居る物品は全体量としては右全所長に對し大した餘裕はなく、又物によつては不足のものもある。又地方的には過剩であつても他においては逼迫して居るものが多いから處理策を講ぜられる際は一應他復員局の在庫量も供給通報等により検討せられたい

三 被服關係

イ 現在の手持は相當數量で一部のものを除いては現在予志し得る第二復員局の補給には充分であるが適に放出することには出來ない  
尙元軍用被服類に就ては困難を以て備蓄すべき旨聯務軍司令部より

内務厚生兩省へ命令されてゐる。補給上余給を生じぬものは内務省へ返還することは差支ないが、内務省を通じて民間に轉下することは暫く出来ない。

穀販の給與制度に就て目下各都府と打合中、近く命令の見込（海上勤務者に厚く給與することとする。海外出張と雨夜一着増加・陸上勤務員には支給しない）

#### 四 糧食關係

(1) 糧食の現在の保有量は相當豊富であるが、今後の補給を考慮するときは、邊に處分することは出来ないので、今後とも引續き相當の生産を行はねばならぬ。従而之が生産運搬施設及消費人員に就ては充分確保されたい。

一部の補給部に於ては當面の補給に余給があつても、其は他の補給部の用途に充てる爲にブールされて居るのであるから、第二種與食給を考へられたものとして、保管されたい。中央では各都府の在庫量を充分押へて必要に應じ得て居る。

(2) 國民の食生活は依然として甚だしく不安定である。先般の本會議に説明した様な食糧事情下にあつて、本米穀年度も

之から苦しくなつて来る。第二復員局に於ても作戦の情況が變化して来たので諸般の情勢に鑑み必然的に現在の糧食制度も改変に迫られ近く發令せられる予定である。

(陸上勤務員には糧食を給与しないこととする)

五 其他

(1) 現職留情勢においては物品の盗難類發し中には相當大規模のものもあり、縮減された人員で多量の物品を保管せられるのは極めて苦勞の多いことと思はれるが此の際特に警戒に留意し保管の万全を期し切角努力せられたい。

(4) 先般二復員局部長から申進されてゐるが國內における紙類諸種の逼迫は極めて甚しいから相賃の節約並びに保有して居る紙類の活用を圖り事務に支障を來さないようにせられたい。

向現に保有して居る紙類は部外に流出させないよう特に注意せられたい。

(5) 非違行為防止に關しては充分指導されて居ることと思ふが尙その跡を斷たない多量の物品を保有して居られる各地方復員局において先般總務部長から申進せられた趣旨を充分徹底させ之が防止に努

められたい  
 尚物品の遊納、移管、輸送に關し不正事件を生ずる虞がある場合は、  
 此の點特に留意ありたい。

(一) 物品の遊納、移管、輸送に關し不正事件を生ずる虞がある場合は、  
 此の點特に留意ありたい。

(二) 物品の遊納、移管、輸送に關し不正事件を生ずる虞がある場合は、  
 此の點特に留意ありたい。

(三) 物品の遊納、移管、輸送に關し不正事件を生ずる虞がある場合は、  
 此の點特に留意ありたい。

(四) 物品の遊納、移管、輸送に關し不正事件を生ずる虞がある場合は、  
 此の點特に留意ありたい。

(五) 物品の遊納、移管、輸送に關し不正事件を生ずる虞がある場合は、  
 此の點特に留意ありたい。

0804



寫

復經第五號四四  
昭和三年五月二十四日

五月二十七日送付

大阪地方復員局總務部長

局長 厚生省醫務局近畿出張所長  
關西國立病院(療養所)長

總務部長

日用品等配給に關する件照會

昨年十月以來實施されて來た首題案件に對し最近一部に於て不正が行はれ又不

明朗な問題をは起してゐる様聞き及んだので爾今本配給に關しては左記

御留意の上嚴正を取締を御願ひしたい  
庶務課長

記

配給對象は種前として患者のみであり職員、厚生機關等人の流用は原則として認められませんが特に管制廠である當部の認める者一看護婦養成所生徒で機織生活を営んで居る者等に對する配給は差支へない

其病院に於ける配給事務担当者には昨年十月當部に於ける報告會に於て庶務課

22.5.21

0805

長を責任者に指定したが最近一部に於て職員と患者間に齟齬の疎通を缺き  
いづれかの誤解に基きかと思はれる兩者の對立紛糾を惹起してあるやう  
に聞き及んだので是の點充分取締の上この種配給上の不明朗を一掃され  
たい

三生活困窮の患者に本配給品を間に流し生活の資に充てる者があるやうにも  
聞き及んだが加ふるごとく本配給の趣旨に反するのみならず今後配給條  
に當方に於ける本配給物資の調達に手廻の困難を與へる事となるに  
に嚴重なる監督を願ひたい

一 終 一

黨送付先

復興廳第五復員局經理部長  
各地方復員局經理部長  
大阪地方復員局總務部長

0806

課附

庶務課長

總務課員

總務部長

局長

政復總務部長

政掃第三務一三

昭和二十二年五月十七日

政神掃海部長

ニ復補給部長殿

六月分石炭割当量の件請求

当掃海部の六月分以降の石炭割当量別紙の通りであるに

附然了 御手配下され度

(別紙添)

ニ復掃海課長

寫送附先

政復補給部長

政復總務部長

部長

22.6.3

0807



阪地局

入號、三八

昭和二十二年五月十七日

阪神掃海部長

ニ復補給部長

六月分石灰割當量ノ件請求

當掃海部乃六月分石灰需要予想量左記乃通りニ付然  
るべく御手配下され度

記

六〇地

紀伊基地

(別紙理由書添)

警

及護半葉十三行附紙

第二復員

0808

別紙(理由書)

一 阪神掃海部石炭需要予想量(六七八月分)		月別	需要量	目的	場所	使用船隻	記
六月	三〇吨	播磨灘掃海	大阪	掃部所屬の二三隻	一船ニ費隻使用	(一)紀伊基地陸上用として 月三〇吨	
七月	三〇吨	開始前設標	又ハ			(二)三隻船ヲ大阪ニ紀伊間 通航として使用ヲ為ル ニ〇吨	
八月	三〇吨	作業	紀伊			(三)六月以降ハ試航取持期 ヲ要スルカ不特ニ使用 船ハ月三〇吨	
小計						(四)但し二三隻船ヲ所屬表便 其ノ他ニ対しては考慮 せず	
摘要	二 現保有量(紀伊基地) 一五〇吨	一 使用予想量合計	二 三〇吨				
備考	三 三〇吨は別に要す						

海軍

0809

二、五月分の石炭使用区分(大阪)	三〇〇〇(三〇〇〇)
六〇〇	紀伊基地(備車輸送) 五月三〇日頃
内三〇〇〇播磨灘設標用として 三〇〇〇一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	
三〇〇	下關又は徳山にて受領五月二十五日頃
徳山基地(船二隻を使用す)	
煉炭三〇〇〇	紀伊基地
舞復より備車輸送にて到着(三〇〇〇) 中三〇〇〇(未着)せむのりして二十(二十)年十一月頃到着予きありしもの	
三具乃地	(1)舞鶴より煉炭三〇〇〇現現在九五〇は二復にて使用予きあらば予め承知致し度 (四)五月分の石炭中三〇〇〇を大阪より備車にて徳山へ輸送せんと計画しあるも海外輸送不可能に付さしむを得ず電報にて切符の切換を請求せる次第あり

終

局長

事務長

事務員

事務員

事務員

経理部長

大阪地方復員局  
事務第一五五號

昭和二十二年五月二十二日

復員局第二の員居補給部長

五月二十六日送

事務員

大阪復員局  
22.5.31  
接受

0811

七

事務の件別紙に依り處務方取訂われたい。

第二種物品保管轉送に関する件通牒

（別紙）

無送付先

横須賀、佐世保、  
舞鶴、大阪、  
各地方復員局事務部長

加紙

木 綿 釘	洋 紙 丙	木 綿 流 布	天 氣 圖 用 紙	天 氣 圖 用 紙	自 記 參 照 用 紙	短 心	帆 心 針	紙	梶 糸	厚 布 此 曾 丙	品 名
個	枚	木	個	個	枚	個	個	個	個	糸	數 量
二〇〇〇	四〇〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一五〇	一〇〇	八〇	一〇〇〇	量
横須賀	大田	舞臺	大田	横須賀	舞臺	横須賀	大田	横須賀補給部	舞臺補給部	舞臺補給部	保 管 口 換 元
舞臺補給部						佐 賀 保 補 給 部					保 管 口 換 元
											記 事

0812



大阪地方復員局 総務部長 殿  
二復補第一四五

昭和二十二年五月十四日

伊集院第二復補局長 補給部長



22.5.24

局長



横須賀、各地方復員局補給部長 殿  
舞鶴、大阪

總務部

記進

品保管物換取止に關する件 通知

記進陳による横須賀地方復員局補給部宛の物品保管物換取は取止められた

記

原簿

課附

昭和二十二年二月十七日附二復補第五二號（昭和二十二年四月二十三日

附二復補第一二二號）より一報變更

昭和二十二年三月三日附二復補第六九號（昭和二十二年四月二十五日附

二復補第三二五號）より一報變更、中横須賀地方復員局補給部宛

保管物換取のもの、但し別紙記載のものを除く。

三 昭和二十二年四月二十七日附二復補第一二〇號

経理印

0813

本件は掃海計画の改良によつて掃海要具製造量が減少したので前記編纂  
記載の物件は之を処理して差支えないことになつたので伊須賀地方復興  
局補給部に特に保管轉換することを取止めたのである。

現品は現所在地に保管の儘とし近く左記より戻される豫定である。

一 舞鶴地方復興局補給部から大黒天丸で輸送した電線類（二復補第五二號  
脚切）及び箕原輸送した電線類（若島製作所宛直送の分）は同部から直  
接内務省及び東京神廳に保管轉換のことに訓令。

二 大黒天丸各地方復興局補給部から藤崎丸で輸送した五式版電線（二復補  
第一二〇號脚切）は各補給部から直接東京神廳に保管轉換のことに訓令

三 舞鶴地方復興局補給部から大黒天丸で輸送した麻索、帆布、水銀（二復補  
第五二號脚切）及び箕原輸送した麻索及び帆布（二復補第六九號脚切）

は伊須賀り舞鶴地方復興局補給部在籍の儘東京において保管のことにし、  
至急処理方針を決定し訓令。

（別紙添）

（別紙添）

一 爲送付先

板須賀、吳、舞鶴、大阪各地方復興局総務部長

（終）

（終）

品名

品名	数量	記
白麻 索 徑 四耗	一五〇	本品は昭和二十二年三月三日附二復補第六九號通牒により舞鶴給部から樹皮質補給部に保轉したものの一部である。
マニラ 索 徑 四耗	四〇〇	
マニラ 小索 徑 八耗	一〇〇	
二巻小索 徑 四耗	五〇〇	
タール 索	(巻) 四二〇〇	

(終)

0815

大阪地方復員局總務部長殿

復員第一四三號

昭和二十二年五月十日

五月一日送

復員第二復員局棉給部長

横須賀、吳、佐世保、舞鶴、大阪  
地方復員局棉給部長殿

第二種無品保管簿換に關する件通牒

首題の件別紙に依り處理方取計われたい

(別紙添)

寫送付先

横須賀、吳、佐世保、舞鶴、大阪  
各地方復員局總務部長

0816

別紙

内務局長主管運用之部											主管別	
枝 葉 帶	枝 葉 帶	帆 繩 針	麻 索	マ ニ ラ 小 索	二 撚 小 索	三 撚 小 索	六 撚 小 索	生 木 綿	同 タ ル 三 三 三 索	同 タ ル 二 八 索	麻 索 マ ニ ラ 〇 索	品 名
		個	米				疋	個			米	數 額
一 五 〇	〇 〇 〇	二 〇 〇	六 〇 〇	二 五 〇	四 五 〇	六 五 〇	三 五 〇	五 五	六 〇 〇	六 〇 〇	六 〇 〇	數 量
大 國 補 給 部	舞 臺 補 給 部	横 須 賀 補 給 部		舞 臺 補 給 部			横 須 賀 補 給 部				舞 臺 補 給 部	備 用 部 門
吳 補 給 部											保 管 部 門	
<p>保管轉換元において在 庫数の關係上本數量を 保管轉換出來ない際は 關係の向にその旨通知 の上便宜數量を減じて も差支えない。</p>											記 事	

0817

管主長海航					部工金管主長務内									
航泊日誌	エツチングペン軸	エツチングペン	國旗	測鉛線	揚旗線	鋸ノ柄	研砂	眞鍮板	ブリキ板	鐵	甲板刷毛	毛刷毛	塗刷毛	牛皮
・	・	個	枚	・	米	個	疋	・	枚	・	・	・	個	疋
一五	二〇	二〇〇	一五	三〇〇	三〇〇	五〇	五〇	二〇	五〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二五〇	二五
舞鶴補給部	佐世保補給部		舞鶴補給部		舞鶴補給部	舞鶴補給部	舞鶴補給部	舞鶴補給部	横須賀補給部		舞鶴補給部		佐世保補給部	
舞鶴補給部										吳補給部				

0818

機 關 長 主 管								通 信 長 管					
火 粘 土	火 焚 手 袋	フ エ ル ト 衛 帯	茶 ボ ー ル 紙	鐵 針 金	木 綿 紐 衛 帯	高 熱 用 衛 帯 液	方 眼 紙	古 綿 布	電 信 部 當 直 記 録	無 線 日 誌	天 氣 圖 用 誌	海 軍 信 號 用 紙	當 直 記 録
冊	組	米	枚	〃	疋	米	枚	疋	〃	個	〃	枚	個
一〇〇〇	二五〇	一〇〇	一〇〇〇	三五	二五	一〇〇〇	五〇	三五〇	二五	一〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇	四〇
横須賀 補給部	大阪 補給部		横須賀 補給部	佐世 保 補給部		横須賀 補給部	大阪 補給部	舞鶴 補給部	舞鶴 補給部	横須賀 補給部		舞鶴 補給部	横須賀 補給部
吳 船 給 部													

0819

主計長主管									
總 切	龜 ノ 子 束 子	飯 河 子 中	騰 寫 版 原 紙	同 丙	鉛 筆 乙	ハ ン	紙 夾	鐵 筆	淨 鐵 劑
"	"	備	枚	"	"	"	"	個	此
一 〇〇	五 〇〇	四 〇	五 〇〇	五 〇〇	三 〇〇	三 五 〇〇	一 五 〇	二 〇〇	二 〇〇
大阪 補給部	舞鶴 補給部		横須 補給部			舞鶴 補給部		横須 補給部	
奥村 給部									

(終)



復

復二第四四五号

昭和二十二年六月二十六日

復二第四四五号局長

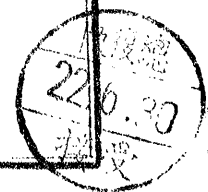
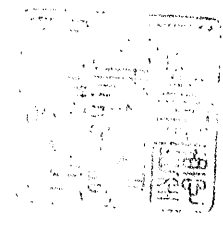
各地方復員局長殿

地方復員関係有物件處理要領の件中訂正の件照會

昭和二十一年十月二十二日附復二第三四号西國の件別紙中中央物産

處理委員會の註を別紙のように改める

(別紙一覽紙)



0821

物品部

經理部

課

庶務課

總務部長

局長

部員

主任

海軍

(別紙)

(一) 中央物件處理委員會

委員長  
委員  
委員長  
委員  
委員長  
委員  
委員長  
委員

第二復員局長  
(山本)

總務部長  
(山本)

補給部長  
(原)

經濟部長  
(初見)

人事部長  
(川舟)

資料整理部長  
(本)

文書課長 高橋 佐

總務課長 小國

管船課長 阿部

掃海課長 松枝

造船課長 高橋 相原 福井

需品班長 總田 白石 入谷

衣糧班長 吉川 木山 木山

主計課長 茶谷

會計課長 山内 和田

大須賀

人課長 石川 柏良

扶助課長

0822

阪復経第

第

六八二

昭和二十二年八月十四日

大阪地方議員局長

關係各部局長



保管現金又は物品亡失毀損の場合に於ける會計整理の件照會

局長

事務部長

課長

庶務課長

課

首領の件に付ては各部に於て天々整理促進中の事と思ふが中には所定の報告が遲延の向あり或は整理方法を熟知せぬものではないかと思はれる點があるのので左にその整理要領を解説して置いとから改めて調査の上整理の促進を期せられたい

追て本件は近く行はれる會計検査院調査打合會の席上豫め資料を準備して其の状況を御説明願ひたい

事務部長

記

一、物品（被服糧食を除く）亡失毀損の場合の整理  
切取扱主任の設置



0823

〔其の願末を會計官吏へ報告し、通物會計規程二十八條三項〕

報告様式の規定はないが補給物品に付ては舊經營用品管理規程第十二號書式を準用されたく品名数量事由被害日時及場所を要領良く記入のこと尙並雜等の場合は辨償責任判定上必要があるので「善良なる管理者としての注意」を怠らなかつた事を説明の要あり保管の状況に付ても記入されたい、所屬長の證明は必要であるが宛名は自今取扱主任保管物品は會計官吏とく會計官吏保管物品の場合のみ出納命令（補給物品は補給部長一宛とされたい）  
兵備品は無くなつて補給物品も通常物品である

取扱主任の受拂簿並に前記の報告を證據書類として拂出を要する

### 會計官吏の處置

會計官吏は取扱主任から前記の報告を受けたならば状況を調査して直に出納命令官に報告して其の指揮を受け難穢罪で拂出をする（通物會計規程廿九條工人條一八條一九條）

#### 出納命令官の處置

出納命令官は前記に依つて指揮をしたならば其の處分の經過を下檢  
査官吏たる經理部長を經由して復員部長へ申報しなければならん  
此の場合辨償責任に行つては意見記入の要あり辨償責任があると認定  
した場合は價格整理を行ふものに付ては帳簿價格其の他のものに付  
ては購買價格・公定價格・市場價格等を參照して適當な價格を添附  
のこと（通物會計規程三〇條）

#### 前部長の處置

會計監督規程第十條に依つて直に經理部長へ通知する此の通知は事  
務捷上單なる盜難又は天災等の場合は現在通り補給部への報告の  
寫で差支ない

#### 經理部長の處置

必要ありと認められた場合は物価會計規則第十二條ノ二の検査を行ふ事  
が出来ることが取扱責任者の非違に基くる特別の場合の外單なる盜難等

に對しては此の検査は行はない方針である

### （二）役員職務の處置

新會計法では大臣（新會計法では各省各局長を稱す）は遅滞なく大蔵大臣及會計検査院長へ通知することに改正された（新會計法は本年四月一日から施行に付天以前のものには通知の必要はない）此の通知資料は出納命令官からの申報に依るのである尙大臣は會計検査院の檢定前でも辨償を命ずる事が出来る（會計法四二條四三條）

### （三）被服糧食亡失毀損の場合の整理

次の外は他の通常物品の取扱と同様である（給與令施行細則一一五條）  
（四）取扱主任は直に所轄長へ報告（他の諸物には此の規定はないが當然爲すべきである）

（五）所轄長は委員三名を指定して審査せしめ審査書に檢印して取扱主任に移す

### 三、現金亡失の場合の整理

（六）所轄長は遅滞なく次の事項を調査して經理部長へ通知をする

ハ被害の日時及場所

ロ被害の原因たる事實の状況

ハ被害金額

四被害事實發見の動向

因平素に於ける現金管理の方法

因責任者屬分濟の場合に於ては其の稟旨

右の項目は大目大巨から要求されてゐるのであるから洩れなく記載の

必要と推し

何任連都長は前記通知に基いて即時検査を実施し又前記記載の各項目を調

査して復員團總長へ報告する

何復員上総長は大蔵省へ及留許検査院へ通知する尙大巨は會計検査院の檢

査前でも券債を命ずる事が出来ぬのは物品の初台と同様である一會計法

第二條四三條一

等、其の他

何本非は會計上の手續を記載したのであるつて取締其の他の見地から

關係の向

あるは其の方面との連絡を速に實施すべきである

例年説明は取扱主任迄の取扱を記載して世いたが使用書類の管にも責任のあつた場合がある事を注意された

例年取扱主任は父施の取扱を少々ので能く扱つた事から其の都合も同じで表紙は會計官更へ差出すべきである

但し現地で所轄長の説明で処分する物もある

例年取扱主任は父施の取扱を少々ので能く扱つた事から其の都合も同じで表紙は會計官更へ差出すべきである

「終」



阪地復局  
一九四七年八月十七日

ON 711-113-180-1829

米極東陸軍部隊糧糧官代理

参謀長

第二復員局

(經由 東京終戦連絡中央事務局)

第二復員局所有剩餘食糧の処分に関する件

一九四八年八月十三日附 第二復員局所有食糧の説明に関する

總務部長

關連文書(一)一九四八年八月十三日附 第二復員局所有食糧の説明に関する件

關連文書(二)の研究は左の三つの仮定に依りてある即ち

(a) 第二復員局職員は一九四七年十二月まで一〇、〇〇〇名の水準を維持

するこのことであるが、これ明らかに少くも二五パーセント高く見渡

つてゐる。

(b) 第二復員局職員は一九四八年三月まで四、〇〇〇名の水準を維持する

このことであるが、これ明らかに二〇パーセント高い見渡りであらう。

3



0829

(6) 第二復員局職員は一九四八年八月まで二、〇〇〇名の水準を維持  
するこのことである。この数字は一應至當と思はれるも、右は同  
期日までに掃蕩作業如何なる決定を見るかにかつてゐる。

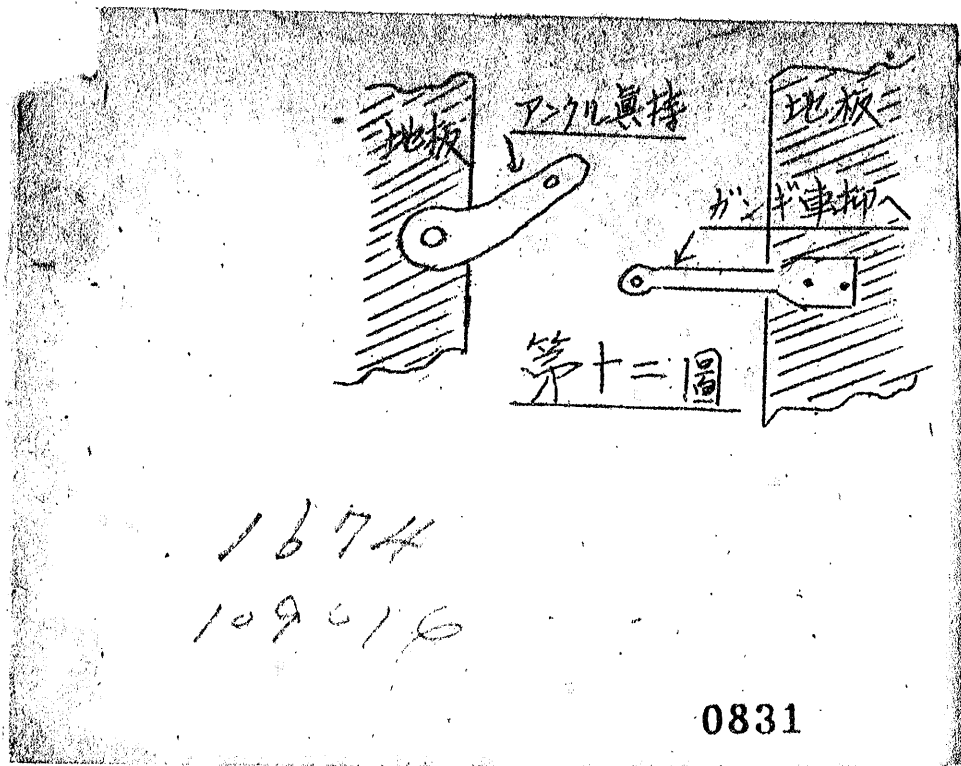
右仮定を用いれば或る部門には食糧の過剩を來たし或る部門には不  
足を來たしている。

右表中の過剩食糧は民間の使用に供するため速かに内務省に移管し、  
同時に移管食糧の消費を地方軍政廳及米極東海軍部隊指揮官に  
提出せよ。

不足を示す場合と雖も右仮定は相當余裕を見たものなる故實際には  
不足は存在せざるものと思はれる。従つて食糧の追加購入は必要としない。

一九四八年十一月十五日現在の食糧目録につき同様の報告書を極東  
海軍部隊指揮官宛提出せよ。

(終)



復讐總務部長殿

復補第三五二號

昭和二十二年九月十日

人取地方復讐總務部長

九月十日  
復讐總務部長

紀伊田原船越地長 殿

件床官の件は概

別紙に記載の初片は備取用海部から苗印は地還附のあつたもので

貴地倉庫に田納中及び床官方取供す

一別 紙 心

一終

無送付先 復讐總務部長

寫

務

務

務

務

長

附

0832

紀伊田原基礎地保管物目録表

生 類 別	品 名	備 考	数 量	備 考
工 作 書	真 具 信	本	3	
	地 形 詳	本	3	
	水 利 図	本	2	外に相違有り
	山 形 図	本	3	
	丹 波 図	・	1	外に8
	市 街 図	本	1	・ 11
	地 形 図	本	155	
	地 形 図	本	165	
	地 形 図	本	12	
	地 形 図	・	70	外に相違有り
	地 形 図	本	17	

0833

工 作 科	良 小良 良 小良	ニッケルクローム 鏡	社	200	
		六 呎 鏡 盤	台	1	
		同 石 盤 具	式	1	
		八 呎 鏡 盤	口	1	
		同 扇 鏡 具	具	1	
		五 呎 鏡 盤	口	1	
		同 扇 鏡 具	具	1	
		新 鏡 鏡 板	台	1) 2	整理 1
		送 風 機	.	1	
		項 測 器	同	2	
		了子 瓦扇 板 扇	.	3	外尺 1
		盤 正	●	1	
		蜂 の 巣	.	1	

0834

工 作 科	不良	錠 様 機 台	・	1	
		機 治 台	・	1	
		工 機	・	1	
		形 明 機 機	・	1	
		手 押 機 機	・	1	
		追 回 機 機	・	1	
		機 動 機 大小	・	3	外に4
		機 機 機	・	3	
		機 機 台	・	2	
		機 機 機	・	4	外に3
		機 機 機	・	2	
	不良	手 押 機 機	台	1	
不良	機 機 機 機	・	1		

0835

工 作 件 数	不 良 品	帶 鋸 目 釘 釘	鐵	1	
		帶 鋸 釘	古	1	
		木 工 釘 釘	・	1	
		平 行 足 釘	鐵	1	
	個 品	直 鐵 龍 爪 塔 接 釘	鐵	112	74411
		鐵 索 谷 釘	鐵	40	717811108
	良 品	鋸 台 立 釘	・	1	
		鋸 鋸 丸 釘 釘	釘	1	
		鋸 及 釘 釘 釘	・	1	
		鋸 台 (三片釘)	鐵	1	
平 行 釘 釘		・	2	海 外	
運 用 之 品	鋸	鐵	3		

・ 0836



王 計 科	乳	中	回	1	可及中中語・56	
	馬	内	・	5		
	教	寺	乳	125		
	兵	農	農	替		25
	兵	農	農	+		30
	車	田	回	牛		6
	兵	農	農	車		20
	兵	農	農	新		46
	液	口	中	・		17
	・	・	乙	・		37
	乳	・	牛	・		7
	・	・	乙	・		24
・	・	内	・	20		

0837

主 計 本	鏡	子	甲	■	40		
	・		乙	・	6		
	・		丙	・	15		
	楚	澤	倫	子	・	1	
	二	眞	康	合	・	2	
	眞	康	眞	眞	・	7	
	眞		眞	眞	・	3	
	眞		眞	眞	・	2	
	眞		眞	眞	・	2	
	眞	眞	眞	子	・	1	
	眞	眞	眞	子	・	2	
	眞		眞	眞	・	4	
	眞	眞	眞	眞	・	2	

0838

主 計 科	洋形 艦 乙	面	1	
	艦	・	3	
	揚 師 タ ン ク	・	2	
	旗 砲 隊	・	1	
	天 芥 雜 場 給	・	1	
	甲 用 設 備 (18)	・	1	
	理 (記)	・	4	

0839

主 計 科	椅子	甲	座	4	
	机	丙	・	8	
	机台	甲	・	1	
	机	乙	・	5	
	二層机	丙	・	3	
	机	乙	・	4	
	机	甲	・	2	机(新)基礎工事選納 の分
	机	甲	・	1	
	机	大	・	1	
	机	機	・	1	
	椅子	乙	・	3	
	机	丙	・	6	

0840

阪復總第二十九號

昭和三十三年九月十七日

青  
淨書  
核合  
發行

局長

大阪府特務事務局長殿  
大阪地方復興局の復興事務局長殿

總務課長

第三種労働者関係長轉換の件 通知

局長

別紙昭和三十三年九月五日附復第二六一三号の依り  
第一種労働者関係長轉換の訓令にありしものとし

庶務課長

課長

向現出の大阪地方復興局の補給部  
西宮江戶堀北通雑居會館にあり引渡

決定せしむ連送下す

書記

寫

大阪地方復興局

理

0841

防務部長ニ送ル

發付後 査閲 淨書 校合 9月16日發付 (起案用紙)	經理部長 (中杉)	課長 (神田)	課部員 (田中)	九月十一日 起案 (田中)	才二復員者 總務部長 宛	文書附 昭和三年 九月十一日	記名 官憲	總務部	送付	大八月分 移籍に於ける 一覽表	二部	(別紙)	又ニ其ノ方提ヤシ	九月十日ニ總務部一ニ番電	由籍ニ總務部一四〇号
--	--------------	------------	-------------	------------------	--------------	----------------	-------	-----	----	-----------------	----	------	----------	--------------	------------

(西大40納)

海軍

0842

局長 齋藤

總務部長

參謀長

總參謀長

廣瀬部長

余田

主務

月

日起案

査閲

印書

校閲

7月20日

宛 大阪府特殊物件  
處理事務所 部長

文書 日附

昭和二年 八月 日

發 及復  
總務部長

糧食食品保管轉換の件 通知

別紙昭和二年八月十一日附糧食食品復ニ第六三號

に依り復員庁總裁より糧食食品保管轉換

の訓令に依りしに通知致しす

尙引渡し周知得次第に周知するとの

打合せ致し渡

別紙 二通 添

8

阪警 第 二 六 三 號

海 軍

西大38

0843

次の文書に關連する

(a) 一九四六年一〇六日 H. G. A. P. I. N. 第一二四八号綴込番号

A. G. 四五一、四六年一〇月三日 C. P. O. / P. P. 連合國最高指揮官司令部

発日本政府宛電書、

首領一分捕自動車の保管及格納」

(b) 一九四七年四月一五日附 O. L. O. 第二七八三号 (R. P.)

「登録及自動車の調査及報告」

局長

右第一節の項の關聯文書に依り報告された左の車輛は右第一節の項の關聯

課長

文書の規定するところには屬するものであつて車輛の現位置に最も近い分捕

課長

局倉庫に格納して日本政府の保護的管理の下に置かなければならない。

右第一節の項の關聯文書に依り報告された左表中の車輛が日本へ到着した

日から其等車輛の所有權を辿り糺明し、本電書の日附より一五日以内に

連合國最高指揮官司令部民間財産管理官へ完全なる報告書を提出するよう

中央連絡事務局へ指令する。若し右一五日の期間以内に第一節の項の關聯

文書に依り報告されたもの以外の情報が見られない場合には此等の車輛は

其の現位置に最も近い分捕品倉庫に格納して保護的管理の下に置かれなけ

22.9.18 接受



ればならない。

中央連絡局事務局は兵庫縣武庫郡本山村野寄中山四七二番地居住独逸人  
イゲン・シュネルが右第一節の關聯文書に依り報告された一九四一  
年式フォード自動車セダン機械番号第一八一六五六〇八八七号免許狀第  
四一〇一八号を所有するに至つた経緯を調査し、且此車輛の日本入國當  
日よりの所有権を辿り糺明しなければならぬ。

本調査報告は連合國民間財産管理に本覺書日付より十五日以内に提出の  
こと。

右第一節の項の關聯文書に依り報告された左の車輛は目下のところ分捕  
車輛として押收されないであろう。然し之は此等の車輛が分捕品である  
といふ証拠が更に発見された場合には將來それを押收せむとする連合國  
最高指揮官の権利を何等變更するものでない。

本覺書に依り指令された處置を執つたといふ報告に各押收車輛の8 x 10  
の大きさの角質三葉を添へ本覺書の日附より一五日以内に連合國最高指揮  
官司令部民間財産管理官へ提出されたい。

0845

わ一節の項の  
右開聯文書に依り報告され且既に日本政府に依り分捕品倉庫に格納し  
て保衛的管理の下に置かれた左の各車輛の「モ」の大きさの寫眞三葉も  
州連合國最高指揮官司令部民間財産管理官へ提出されたい。

0846